

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・**延長**・その他）

No	35	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	沖縄の産業イノベーション促進地域（仮称）（旧 産業高度化・事業革新促進地域）における課税の特例措置の延長等		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられ（次期通常国会に法律案提出予定）、かつ、法人税及び所得税の特例措置の延長等が認められた場合に、税制上の特例措置の延長・拡充を講じる。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>(1) 産業イノベーション促進地域（仮称）（旧 産業高度化・事業革新促進地域）において、法人税及び所得税の特例措置の延長等が認められた場合、個人住民税、法人住民税（法人税割）及び事業税についても同様の効果を適用する（自動連動）。</p> <p>(2) 沖縄県知事によって産業イノベーション措置実施計画（仮称）（旧 産業高度化・事業革新措置実施計画）が認定され、当該事業の用に供する施設を那覇市に新設した青色申告法人は、事業所税のうち、資産割の課税標準となるべき事業所床面積を2分の1として5年間計算。</p> <p>(3) 産業イノベーション促進地域（仮称）（旧 産業高度化・事業革新促進地域）において、対象業種へのガス供給事業（サテライト設備により液化天然ガス（LNG）を供給する事業に限る。）の追加及び対象資産への構築物（液化天然ガス（LNG）を供給するためのサテライト設備及び当該設備に付随する供給設備に限る。）の追加が認められた場合、事業所税を軽減。</p>		
関係条文	<p>地方税法第23条第1項第2号、第3号、同法第32条第1項、同法第35条第1項、同法第51条第2項、同法第72条第1項第3号、同法第72条の12第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号、同法第313条第2項</p> <p>地方税法附則第33条第3項</p>		
減収見込額	[初年度] ▲9（▲36） [改正増減収額] —	[平年度] ▲9（▲36）	（単位：百万円）
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>沖縄は、広大な海域や豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品の開発や新たな事業の創出において高い優位性・潜在性を有している。</p> <p>本特例措置の活用により、製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を引き続き促進し、競争力強化を図るとともに、生産性向上等に資するDX（デジタルトランスフォーメーション）の実現や2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素の取組を強力に推進することにより、デジタル・グリーン投資を通じた生産性の好循環、事業構造の変革等を図り、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築とグリーン社会の実現を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>昭和47年に沖縄が本土に復帰して以来、政府が、沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）に基づき、30年間にわたり、主として本土との格差是正に重点を置いた沖縄振興を行うとともに、平成14年度以後は、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づき、より民間主導の自立的経済の構築に重点を置きつつ、沖縄振興のための各般にわたる施策を講じてきたところ。当該施策は、政府としての沖縄振興のための施策の一つであり、対象産業の産業高度化・事業革新を促進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基礎となる製造業等の振興を図るための施策である。</p>		

	<p>今回の要望は、沖縄振興特別措置法の規定に基づく産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられること（次期通常国会に法律案提出予定）を前提に、法人税及び所得税の特例措置の延長等が認められた場合に、税制上の特例措置の延長・拡充を講じるものであり、これまで一定の成果を挙げてきた産業高度化・事業革新に係る投資を引き続き促進し、競争力の強化を図るとともに、生産性向上等に寄与するDX（デジタルトランスフォーメーション）の実現と2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素の取組を強力に推進することにより、デジタル・グリーン投資を通じた生産性の好循環、事業構造の変革等を図り、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築とグリーン社会の実現を目指すものである。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】中小企業・地域経済</p> <p>【施策】地域産業</p>
	政策の達成目標	<p>【達成目標】</p> <p>(脱炭素の推進以外の事業により計画認定を受けた場合)</p> <p>本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額を比較し、年平均で1,363百万円、令和5年度までに2,726百万円増加させる。</p> <p>(脱炭素の推進事業により計画認定を受けた場合)</p> <p>本特例措置を活用した事業における温室効果ガス排出量を、令和5年度までに平成30年度比で8.4%削減する。</p> <p>※脱炭素の推進以外の事業により計画認定を受けた場合の達成目標における粗付加価値額の増加額は、平成30年度に本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額の増加額実績47百万円に、令和4年度以降の平年度における本特例措置の想定活用企業数29社を乗じて算出</p> <p>※脱炭素の推進事業により計画認定を受けた場合の達成目標における温室効果ガスの排出量削減率は、「第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画(沖縄県気候変動適応計画)」(令和3年3月沖縄県策定)に示されている産業部門の温室効果ガス削減目標(2030年度において2018年度比▲20.1%)に基づき、当該削減幅が2019年度から2030年度までの間に均等の削減率であると仮定した場合の2023年度における2018年度比の削減率8.4%を採用</p> <p>なお、上記の達成目標は、本特例措置のより適切な効果測定を図るべく、今回の拡充等要望に併せて見直しを行うものであり、前回の事前評価までは以下のとおり達成目標及び測定指標を設定していたため、後掲の政策目標の達成状況の欄には、以下の達成目標等を踏まえた達成状況を記載している。</p> <p>1. 達成目標</p> <p>令和3年までに、沖縄県の製造品出荷額(石油製品を除く)を5,600億円に増加させる。</p> <p>2. 測定指標</p> <p>令和3年度までに以下の目標を達成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度を活用した企業数 82社 ・本制度を活用した設備投資額 320億円 <p>※データ元である工業統計調査の制約上、上記目標は「年度」ではなく「年」単位とする。</p> <p>※達成目標は、沖縄振興特別措置法に基づき沖縄県が策定した沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン実施計画)の目標値を用いることとする。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和6年3月31日までの2年間

	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>【達成目標】 (脱炭素の推進以外の事業により計画認定を受けた場合) 本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額の増加額 (脱炭素の推進事業により計画認定を受けた場合) 本特例措置を活用した事業における温室効果ガスの排出量の令和5年度における削減率</p>												
	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>平成30年工業統計調査実績では、沖縄県における製造品出荷額（石油製品を除く）は4,933億円と目標の5,600億円には達していないものの、H24年の制度創設以降、着実な増加傾向にあり、本税制を活用した設備投資によって、当該設備投資を行った事業者の生産能力が拡大し、製造品出荷額の増加につながっている。</p> <p style="text-align: right;">(単位：億円)</p> <table border="1" data-bbox="389 533 1318 651"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造品出荷額 (石油製品除く)</td> <td>4,147</td> <td>4,341</td> <td>4,427</td> <td>4,758</td> <td>4,933</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所) 沖縄県「平成30年工業統計調査結果」</p>		H26	H27	H28	H29	H30	製造品出荷額 (石油製品除く)	4,147	4,341	4,427	4,758	4,933
	H26	H27	H28	H29	H30									
製造品出荷額 (石油製品除く)	4,147	4,341	4,427	4,758	4,933									
有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>今後、平年度で38件の適用を見込む。</p>												
	<p>要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置を活用した新たな設備投資により、製造業等の生産性・生産額が拡大するとともに、税負担軽減相当額を新たな製品開発等の資金に充て事業を拡大するなどの事例があり、本特例措置は事業者の積極的な設備投資を強力に後押しする効果がある。</p> <p>このように、本特例措置は製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を促進し、競争力の強化を図るものであるとともに、生産性向上等に資するDX（デジタルトランスフォーメーション）の実現や2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素の取組を強力に推進するものであり、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築とグリーン社会の実現に資するものである。</p>												
相当性	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税及び所得税の軽減 ・事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置 												
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>—</p>												
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>—</p>												
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本特例措置は、沖縄における製造業等の振興・競争力強化を図るため、事業者の開発力・生産技術の向上や地域資源を生かした新事業の創出、脱炭素・DX投資等を促進するものである。</p> <p>これらの事業者に効果的にインセンティブを与えて設備投資を促す手段としては、特定事業者を対象とする補助金等よりも、各事業者の一定裁量の下で設備投資等に関する経営判断を行うことができる税制措置の方が適当である。</p> <p>また、本地域制度においては、措置実施計画等の認定スキームを通して対象事業の適格性等を判断し、製造業等の振興・競争力強化、ひいては沖縄における民間主導の自立型経済の構築に資すると認められる場合に限定して投資税額控除等の措置を講じていることから、無差別に適用されることはなく、必要最小限の措置となっている。</p>												

税負担軽減措置等の 適用実績	(過去5年間の適用実績)						
			H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
	法人住民税	適用額	39	62	40	46	-
	個人住民税	適用額	-	-	-	-	-
	事業税(地方法 人特別税を含 む。)	適用額	2	17	2	10	-
事業所税	適用額	1	0	0	0	-	
<p>(出所)「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)</p> <p>※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。</p> <p>※事業所税については、那覇市のみの措置。</p> <p>※算定できないものについては、「-」と記載。</p>							
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	<p>(令和元年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却 法人住民税 3,214 千円、事業税 9,501 千円 ・ 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特 別控除 法人住民税 42,843 千円 ・ 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却(連 結) 法人住民税 0 千円、事業税 0 千円 <p>※事業税に地方法人特別税を含んでいる。</p>						

平成 28 年度から令和 2 年度までに本特例措置を活用した企業数は 144 社で、これらの企業による設備投資額は 294 億円となっており、産業の高度化等に向けた設備投資が促進された。

なお、平成 28 年度に設定した測定指標に対し、活用事業者数の実績に乖離がある要因としては、平成 27 年度まで本制度を活用していた事業者が、平成 28 年度以降に経済金融活性化特別地区その他の制度を活用したことなどによるものである。また、設備投資額の実績に乖離がある要因としては、平成 27 年度までは、電気業を業種とする某企業の投資額が 100 億円以上又は 100 億円規模だったものが、平成 28 年度以降は 10 億円～20 億円規模に減少したことなどによるものである。

(測定指標)

令和 3 年度までに

- ・本特例措置を活用した事業者数 82 社
- ・本特例措置を活用した設備投資額 321 億円

実績・見込：

(単位：社、百万円)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
活用事業者数(指標)	38	44	51	60	70	82
活用事業者数(実績)	23	30	28	26	37	—
活用事業者数(見込)	—	—	—	—	—	29
設備投資額(指標)	14,860	17,206	19,943	23,463	27,373	32,066
設備投資額(実績)	3,253	5,982	4,950	5,266	9,977	—
設備投資額(見込)	—	—	—	—	—	5,916

※活用事業者数(指標)及び設備投資額(指標)は、H28 年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算したもの

※活用事業者数(実績)は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)より

※活用事業者数(見込)は、別紙「減収額・適用見込みの試算」の国税の見込み件数を合計し算出

※設備投資額(実績)は、沖縄県によるアンケート調査結果により算出

※設備投資額(見込)は、H28 年度から R2 年度までの設備投資額の合計を活用事業者数の合計で除した 204 百万円に活用事業者数(見込) 29 社を乗じて算出

税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)

前回要望時の達成目標

令和 3 年までに、沖縄県の製造品出荷額(石油製品を除く)を 5,600 億円に増加させる。

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

本特例措置を活用した設備投資により、当該設備投資を行った事業者の生産性・生産額が拡大したこと等により、平成 30 年の沖縄県の製造品出荷額(石油製品を除く)は 4,933 億円と、沖縄 21 世紀ビジョン基本計画における令和 3 年度の目標額 5,600 億円の達成に向けて着実な増加を見せており、本特例措置に係る効果発現に一定程度寄与しているものと考えられる。

一方、この間本特例措置を活用して製造業等の振興を図ってきたものの、沖縄における製造業の産業構成比や労働生産性、給与水準は全国に比し依然低い水準にあり、これらの課題解決に向けた取組を一層推進する必要があることから、これまで一定の成果を挙げてきた産業高度化・事業革新に寄与する投資を引き続き促進し、競争力の強化を図るとともに、生産性向上等に資する DX(デジタルトランスフォーメーション)の実現や 2050 年カーボンニュートラルに向けた脱炭素の取組を強力に推進することにより、デジタル・グリーン投資を通じた生産性の

	<p>好循環、事業構造の変革等を図り、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築とグリーン社会の実現を目指す必要がある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 14 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・産業高度化地域の創設 ○平成 19 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・5年間延長 ○平成 24 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・産業高度化地域を廃止し、産業高度化・事業革新促進地域を創設 ・対象地域を 13 市町村から全市町村に拡大 ・投資税額控除の適用対象の機械等の下限取得価格の引下げ (1,000 万円超→500 万円超) ○平成 26 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・機械等下限取得価格の引下げ (500 万円超→100 万円超) ○平成 29 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・2年間延長 ○令和元年度 <ul style="list-style-type: none"> ・2年間延長 ○令和3年度 <ul style="list-style-type: none"> ・1年間延長